

議案第46号

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年11月29日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

健康の駅「湯ったり勝山」の開設時間及び受付時間を改正するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
勝山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成25年勝山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月29日

勝山市長 山岸 正裕

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

	改正前	改正後
	<p>(開設時間及び休館日)</p> <p>第35条 健康の駅「湯ったり勝山」の開設時間及び休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開設時間 <u>午前10時</u>から午後9時まで</p> <p>(2) 受付時間 <u>午前10時</u>から午後8時30分まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(開設時間及び休館日)</p> <p>第35条 健康の駅「湯ったり勝山」の開設時間及び休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開設時間 <u>午後零時</u>から午後9時まで</p> <p>(2) 受付時間 <u>午後零時</u>から午後8時30分まで</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。